本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成二四年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八四号）（内閣府本府）

1　平成二三年七月二四日から八月一日までの間の豪雨による激甚災害に対し中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等を適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

政令第二百八十三号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十三年九月十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣臨時代理
国務大臣　古川　元久
経済産業大臣　鉢呂　吉雄

平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十四号

平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「規定する措置」の下に「並びに福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条及び第十三条に規定する措置」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣臨時代理
国務大臣　古川　元久
経済産業大臣　鉢呂　吉雄

省　令

○厚生労働省令第百十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項及び第二十九条の二第一項並びに薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第二条、第三条第一項、第五条及び第六条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第一項中「又は譲り受けた」を「若しくは譲り受けた」に、「又は第二類医薬品」を「若しくは第二類医薬品」に改め、「認められる者」の下に「に対して、又は薬局開設者が、法第三十六条の三の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続して使用していると認められる者」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第二項及び第四項の規定に基づき、港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月九日

国土交通大臣　前田　武志

港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「第五号」を「第六号」に改め、同条第五号中「事項の変更」の下に「（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）」を加える。

薬局開設者から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続して使用していると認められる者」を加え、同条第二項中「又は既存薬種商等」を「若しくは既存薬種商等」に、「又は譲り受けた」を「若しくは譲り受けた」に改め、「認められる者」の下に「に対して、又は既存一般販売業者若しくは既存薬種商等が、法第三十六条の三の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に当該既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続して使用していると認められる者」を加え、同条第三項中「既存薬局開設者」の下に「若しくは薬局開設者」を加える。

附則第三十条中「既存薬局開設者」の下に「若しくは薬局開設者」を加える。

附則第三十一条中「又は既存一般販売業者」を「若しくは既存一般販売業者」に、「又は譲り受けた」を「若しくは譲り受けた」に、「又は第二類医薬品を」を「若しくは第二類医薬品を」に、「認められる者」を「認められる者に対して、又は法第36条の3の規定に基づき厚生労働大臣が第三類医薬品を第二類医薬品に指定を変更する前に薬局開設者若しくは既存一般販売業者若しくは既存薬種商等から購入し、若しくは譲り受けた当該医薬品を当該指定の変更の際現に継続使用していると認められる者」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第二項及び第四項の規定に基づき、港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月九日

国土交通大臣　前田　武志

港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「第五号」を「第六号」に改め、同条第五号中「事項の変更」の下に「（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）」を加える。